○倉敷市真備健康福祉館条例

平成２２年６月３０日

条例第２９号

改正　平成２５年１２月２６日条例第５０号

平成３１年３月２２日条例第３号

（目的及び設置）

第１条　市民の健康づくり，福祉活動等を支援し，及びすべての世代が集い，交流できる施設として，倉敷市真備健康福祉館（以下「健康福祉館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　健康福祉館の名称及び位置は，次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| 倉敷市真備健康福祉館 | 倉敷市真備町川辺２２７１番地 |

（事業）

第３条　健康福祉館は，次の事業を行う。

（１）　市民の健康づくりの支援

（２）　地域の子育て支援

（３）　障がい者，高齢者等の社会参加の支援

（４）　世代間交流の支援

（５）　地域福祉活動の支援

（６）　健康福祉館の施設又は附属設備（以下「施設等」という。）の提供

（７）　前各号に掲げるもののほか，健康福祉館の設置目的を達成するための事業

（指定管理者による管理）

第４条　健康福祉館の管理は，倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１５年倉敷市条例第５４号）に基づき，市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第５条　指定管理者は，次に掲げる業務を行うものとする。

（１）　施設等の使用の許可に関する業務

（２）　健康福祉館の維持管理に関する業務

（３）　使用料の徴収に関する業務

（４）　健康福祉館の設置目的を達成するための事業に関する業務

（５）　健康福祉館の利用者の利便性を向上させるために必要な業務

（６）　前各号に掲げるもののほか，健康福祉館の管理に関する事務のうち，市長のみの権限に関する事務を除く業務

（指定管理者の権限）

第６条　指定管理者は，指定が効力を有する間，次条から第１３条までに規定する市長の権限を行うものとする。ただし，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１１項の規定により，管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

（開館時間等）

第７条　健康福祉館の開館時間は，午前９時から午後９時までとする。ただし，国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号。以下「祝日法」という。）に規定する休日，土曜日及び日曜日については，午前９時から午後６時までとする。

２　温水プール，トレーニング室，介護予防室及び軽運動室の供用時間は，別表第１のとおりとする。ただし，市長において特に必要があると認めるときは，この限りでない。

３　市長は，事業等の実施に支障がある場合は，使用させないものとする。

（休館日）

第８条　健康福祉館の休館日は，次のとおりとする。ただし，市長において特に必要があると認めるときは，休館日を変更することができる。

（１）　火曜日

（２）　祝日法に規定する休日の翌日

（３）　年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）

（４）　前３号に掲げるもののほか，市長において特に必要があると認める日

２　前項第１号及び第２号に掲げる日が祝日法に規定する休日に当たるときは，その日後においてその日に最も近い祝日法に規定する休日，土曜日及び日曜日でない日とする。

（使用許可）

第９条　施設等を使用しようとする者は，あらかじめ，市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも，また同様とする。

２　市長は，前項の許可に当たり，施設等の管理上必要があるときは，その使用について条件を付することができる。

（許可制限）

第１０条　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，施設等の使用を許可しない。

（１）　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

（２）　施設等を損傷し，又は滅失するおそれがあると認めるとき。

（３）　暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。

（４）　前３号に掲げるもののほか，施設等の管理上支障があると認めるとき。

（使用期間）

第１１条　施設等の連続専用使用は，３日を限度とする。ただし，市長において特に必要があると認めるときは，この限りでない。

（使用許可の取消し等）

第１２条　市長は，第９条の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは，使用許可を取り消し，又は使用の制限若しくは停止若しくは健康福祉館からの退去を命じることができる。

（１）　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（２）　使用許可の条件に違反したとき。

（３）　虚偽その他不正の手段により，使用の許可を受けたとき。

（４）　第１０条各号の規定に該当するとき。

（入場の制限）

第１３条　市長は，次の各号のいずれかに該当する者に対しては，入場を拒み，又は退場を命じることができる。

（１）　して他人に迷惑をかけるおそれのある者

（２）　他人に危害を及ぼし，又は迷惑をかけるおそれのある物品又は動物のを携行する者

（３）　市長の許可なくして営業行為をなし，又は張り紙若しくは広告を行う者

（４）　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者

（５）　前各号に掲げるもののほか，施設等の管理上支障があると認める者

（使用料）

第１４条　市長は，使用者から，別表第２から別表第４までの規定により算出して得た額の使用料を徴収する。この場合において，確定金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。

２　前項の使用料は，第９条の規定により使用を許可する際に徴収する。ただし，市長において特別の理由があると認めるときは，別に納期限を定めて納付させることができる。

（使用料の不還付）

第１５条　既納の使用料は，還付しない。ただし，次の各号のいずれかに該当するときは，その全部又は一部を規則で定めるところにより還付することができる。

（１）　災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。

（２）　使用者が使用開始前に使用の取消しを届け出た場合で，市長において相当の理由があると認めるとき。

（３）　使用者が使用開始前に使用許可の変更を申請した場合で，市長において相当の理由があると認めるとき。

（４）　前３号に掲げるもののほか，市長において相当の理由があると認めるとき。

（使用料の減免）

第１６条　市長は，公益上必要があると認めるときは，規則で定めるところにより，使用料を減免することができる。

（利用料金）

第１７条　市長は，健康福祉館の管理を第４条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは，指定管理者に施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

２　前項の場合において，利用料金は，第１４条の規定にかかわらず，別表第２から別表第４までに規定する額の範囲内において，指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも，また同様とする。

３　指定管理者は，前項の承認を受ける場合においては，あらかじめ，利用料金の額の案を作成し，市長に承認を申請するものとする。

４　指定管理者は，第２項の規定により利用料金を定めたときは，直ちに公表するとともに，健康福祉館において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

５　指定管理者は，第１項の場合において，市長の承認を得て定める基準により，利用料金の全部若しくは一部を還付し，又は利用料金を減免することができる。

（販売行為等の制限）

第１８条　使用者は，許可を受けないで施設内（敷地を含む。）において物品の販売又は金品の寄附，募集等の行為を行い，又は行わせてはならない。

（目的外使用等の禁止）

第１９条　使用者は，許可を受けた使用目的以外に施設等を使用し，若しくは転貸し，又はその使用の権利を第三者に譲渡してはならない。

（造作等の制限）

第２０条　使用者は，施設等の使用に際し，造作を加え，又は特別の設備を設置してはならない。ただし，あらかじめ，市長の許可を受けた場合は，この限りでない。

（保安等の責任）

第２１条　使用者は，施設等の使用に際し，施設等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに，入場者の整理及び警備の責任を負うものとする。

（職員の立入り等）

第２２条　使用者は，健康福祉館の職員が職務執行のため使用許可した施設に立ち入るときは，これを拒むことができないとともに，当該職員の指示に従わなければならない。

（原状回復の義務）

第２３条　使用者は，施設等の使用を終了したとき，又は使用許可を取り消されたときは，直ちに施設の職員の指示に従い，施設等を原状に回復して返還しなければならない。

２　使用者が前項の義務を履行しないときは，市長は，使用者に代わってこれを執行し，その費用を使用者から徴収する。

（損害賠償）

第２４条　施設等を損傷し，又は滅失した者は，市長の指示に基づいてこれを原状に回復し，又はその損害を賠償しなければならない。ただし，市長においてやむを得ない理由があると認めるときは，この限りでない。

２　本市は，施設等の使用に際し，使用者若しくは入場者が被った損害又は第１２条の規定による処分により使用者が被った損害について，その賠償の責めを負わない。

（使用者等の遵守事項）

第２５条　使用者及び入場者は，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　入場人員は，使用施設の定員を超えないこと。

（２）　あらかじめ指定された場所以外で火気を使用し，又は喫煙しないこと。

（３）　建物その他の物件を破損し，又は汚損するおそれのある行為をしないこと。

（４）　騒音を発し，暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

（５）　所定の場所以外の場所に出入りしないこと。

（６）　特に承認を受けた者以外は，所定の場所に備え付けた物件を移動させないこと。

（７）　使用後は，速やかに原状に回復し，清掃すること。

（８）　前各号に掲げるもののほか，健康福祉館の職員が指示した事項

（委任）

第２６条　この条例の施行について必要な事項は，規則で定める。

附　則

この条例は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年１２月２６日条例第５０号抄）

（施行期日）

１　この条例は，平成２６年４月１日から施行する。

（その他の使用料等に係る経過措置）

６　この条例（第１条及び第３４条を除く。）による改正後の各種使用料等に係る規定は，施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し，施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については，なお従前の例による。

附　則（平成３１年３月２２日条例第３号抄）

（施行期日）

１　この条例は，平成３１年１０月１日から施行する。

（その他の使用料等に係る経過措置）

６　この条例（第２条及び第３２条を除く。）による改正後の各種使用料等に係る規定は，施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し，施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については，なお従前の例による。

別表第１（第７条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 供用時間 | |
| 温水プール | 個人使用 | 午前９時３０分から午前１１時３０分まで，午後１時３０分から午後３時３０分まで，午後４時から午後６時まで及び午後６時３０分から午後８時３０分まで |
| 専用使用 | 午前９時３０分から午前１１時３０分まで |
| トレーニング室 | 午前９時３０分から午前１１時３０分まで，午後１時３０分から午後３時３０分まで，午後４時から午後６時まで及び午後６時３０分から午後８時３０分まで | |
| 介護予防室 |
| 軽運動室 |

備考　第７条第１項ただし書に規定する日における温水プールの個人使用，トレーニング室，介護予防室及び軽運動室の供用時間については，午前９時３０分から午前１１時３０分まで，午後１時３０分から午後３時３０分まで及び午後４時から午後６時までとする。

別表第２（第１４条，第１７条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用時間  使用場所 | 基本使用料（円） | | | | | |
| 午前 | 午後 | 夜間 | 昼間 | 昼夜間 | 全日 |
| ９時～１２時 | １３時～１７時 | １８時～２１時 | ９時～１７時 | １３時～２１時 | ９時～２１時 |
| 多目的室 | ８８０ | １，２１０ | ８８０ | ２，５３０ | ２，５３０ | ３，８５０ |
| 広間 | ２，３１０ | ３，０８０ | ２，３１０ | ６，２７０ | ６，２７０ | ９，４６０ |
| 和室１ | １１０ | １１０ | １１０ | ３３０ | ３３０ | ４４０ |
| 和室２ | １１０ | １１０ | １１０ | ３３０ | ３３０ | ４４０ |
| 和室３ | １１０ | ２２０ | １１０ | ４４０ | ４４０ | ６６０ |
| 会議室 | ７７０ | ９９０ | ７７０ | １，９８０ | １，９８０ | ３，０８０ |
| 食育活動室 | ５５０ | ６６０ | ５５０ | １，４３０ | １，４３０ | ２，２００ |
| 実践活動室 | ５５０ | ６６０ | ５５０ | １，４３０ | １，４３０ | ２，２００ |

備考

１　割増料

（１）　営業割増し

使用者が営業，営業の宣伝その他これらに類する目的をもって入場させる場合は，基本使用料（次号に該当する場合は，同号の規定により得た額とする。）に５を乗じて得た額を加算する。入場料又はこれに類するものを徴収する場合で，その額が２，０００円以上のときについても，同様とする。

（２）　市外居住割増し

本市住民（本市内に居住する者又は本市内に事務所を有する法人をいう。）以外の者が使用する場合は，基本使用料の１００パーセントを加算する。

（３）　超過時間等割増し

繰上げ又は超過使用の場合，３０分までごとに次に掲げる区分に対応する基本使用料（前２号のいずれかに該当する場合は，前２号の規定により得た額とする。）の２０パーセントを加算する。

ア　９時以前の繰上げ又は１２時から１２時３０分までの超過のとき　午前の使用時間区分

イ　１２時３０分から１３時までの繰上げ又は１７時から１７時３０分までの超過のとき　午後の使用時間区分

ウ　１７時３０分から１８時までの繰上げ　夜間の使用時間区分

２　多目的室，広間又は会議室を２室に分けて，その半分を使用する場合は，基本使用料の５０パーセントとする。

３　金額には消費税及び地方消費税を含む。

別表第３（第１４条，第１７条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種別 | | 単位 | 使用料（円） |
| 温水プール | 専用使用 | | １時間につき | ２，７５０ |
| 個人使用 | 小学生以下 | １人１回２時間につき | １１０ |
| 中学生，高校生 | １６５ |
| その他の者 | ２２０ |
| 小学生以下 | １人１月につき（定期券） | １，３２０ |
| 中学生，高校生 | １，９８０ |
| その他の者 | ２，６４０ |
| 団体使用 | ２５人以上５０人未満の団体 | １人１回２時間につき | 所定使用料に０．９を乗じて得た額 |
| ５０人以上１００人未満の団体 | 所定使用料に０．８を乗じて得た額 |
| １００人以上の団体 | 所定使用料に０．７を乗じて得た額 |
| トレーニング室，介護予防室，軽運動室 | 個人使用 | 小学生以下 | １人１回２時間につき | １１０ |
| 中学生，高校生 | １６５ |
| その他の者 | ３３０ |
| 小学生以下 | １人１月につき（定期券） | １，３２０ |
| 中学生，高校生 | １，９８０ |
| その他の者 | ３，９６０ |

備考

１　使用時間若しくは使用期間が単位未満であるとき，又は使用時間若しくは使用期間に単位未満の端数があるときは，当該単位未満の時間又は期間を１単位として計算する。

２　温水プールの回数券は，１冊（１１枚つづり）につき，小学生以下にあっては１，１００円，中学生及び高校生にあっては１，６５０円，その他の者にあっては２，２００円とする。

３　トレーニング室，介護予防室，軽運動室の回数券は，１冊（１１枚つづり）につき，小学生以下にあっては１，１００円，中学生及び高校生にあっては１，６５０円，その他の者にあっては３，３００円とする。

４　使用時間は，準備，使用後の整理及び原状回復に要する時間を含む。

５　金額には消費税及び地方消費税を含む。

別表第４（第１４条，第１７条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 附属設備 | 数量 | 使用料（円） |
| １回の金額 |
| プロジェクター | 一式 | １，３２０ |
| ポータブルワイヤレスアンプ | 一式 | ６６０ |
| その他規則で定める附属設備 | 規則で定める数量 | 規則で定める額 |

備考

１　この表において，「１回の金額」の１回とは，午前（９時から１２時まで），午後（１３時から１７時まで）又は夜間（１８時から２１時まで）における１回の使用をいう。

２　金額には消費税及び地方消費税を含む。